○山陽小野田市寄附条例

平成21年3月23日 条例第16号

改正 平成23年12月26日条例第31号 改正 平成30年3月30日条例第9号

私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なま ちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。

この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。

そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、 寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市のまちづくりに賛同する個人又は法人その他の団体から寄附された寄附金について、当該寄附を行った個人又は法人その他の団体(以下「寄附者」という。)の意向を具体化し、政策に反映することにより、多様な人々の参加による魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の受入れ)

- 第2条 寄附金の受入れについては、随時行うものとする。
- 2 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第 2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員からの寄附 金の受入れは、行わないものとする。

(寄附金の使途の指定)

第3条 寄附者は、寄附を行う際には、自らが寄附した寄附金の使途をあらかじめ別表に掲げる寄附目的及び対象事業の中から指定することができる。

(寄附金の支出及び管理)

- 第4条 前条の規定により使途を指定された寄附金は、一般会計歳入歳出予算 に計上し、指定された使途に従って支出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、寄附を採納した年度に使途を指定された寄附金

を支出しないときは、山陽小野田市ふるさと支援基金条例(平成21年山陽小野田市条例第17号)に基づく基金その他市が条例で定める基金の中から 使途に応じた基金に積み立て、管理するものとする。

(寄附者への配慮)

- 第5条 市長は、前条に規定する寄附金の支出及び管理に当たっては、寄附者 のまちづくりへの尊い意思が適切に反映されるよう配慮しなければならない。 (管理等の状況の公表)
- 第6条 市長は、寄附金の管理について、その透明性の確保に留意し、毎年1 回その状況を公表するものとする。
- 2 市長は、この条例に基づく寄附金以外の寄附についても、前項の規定に準 じて公表するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日条例第31号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市 寄附条例の規定により使途を指定して行われた寄附に係る寄附金の使途につ いては、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

寄附目的	対象事業
1 子育て・福祉・医療・健康 ~	子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、
希望をもち健やかに暮らせるまち	地域福祉、社会保障、健康づくり、地域
~	医療体制

	1
2 市民生活・地域づくり・環境・	消防・救急体制、防災体制、防犯・交通
防災 ~人と自然が調和する安心	安全、消費者保護、地域づくり、人権尊
のまち~	重、自然環境保全、循環型社会、国際交
	流・地域間交流、移住・定住
3 都市基盤 ~快適で潤いある暮	住環境確保、公園・緑地整備、水道・下
らしができるまち~	水道、道路・交通網、土地利用、港湾施
	設整備
4 産業・観光 ~地域資源を活か	働く場の確保、中小企業振興、工業・商
した活力ある産業のまち~	業・農業・林業・水産業振興、観光・交
	流振興
5 教育・文化・スポーツ ~意欲	学校教育、社会教育、次世代の学校・地
と活力を育む学びのまち~	域創生、山口東京理科大学の教育環境、
	芸術文化・スポーツによるまちづくり
6 上記以外の目的	上記以外の事業